

幌延町教育大綱

目 標

「心豊かな人と文化を育むまちづくり」

第5次幌延町総合計画の幌延町の将来像である

「町民一人ひとりが主役！夢と活力に満ち 自然と共生する安心で住みよい町」

を目指して、教育分野においては、人づくりはまちづくりの基本であるとの認識に立ち、幌延町の豊かな自然や風土等の特徴を生かし、学校・家庭・地域社会が十分に連携し、子どもたちの教育活動の充実をはじめ、幼児から高齢者までのそれぞれの年代に応じた学習機会を創出し、心豊かな人と文化を育むまちづくりを進めます。

基 本 施 策

1 学校教育の充実

- 児童・生徒が個性や能力を生かし、自立した人間として生きていくための確かな学力をはぐくみます。
- 豊かな人間性、健やかな心と体をはぐくみます。
- 地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組みます。
- 学校施設の計画的な整備に取り組みます。

2 生涯学習の推進

- 生涯学習センターを拠点として、町民の学習ニーズの多様化・高度化に対応した各種事業を実施し、学習機会の充実に努めます。
- 行政や教育機関などとの連携や役割分担により、体験交流活動や社会活動への参加を促進します。

3 スポーツの振興

- 1町民1スポーツを推進します。
- 町民が自ら進んで、いつでも、どこでも、気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーションや健康づくりの機会創出に努めます。
- スポーツ指導者の養成や関係団体への支援、スポーツ施設の整備に取り組みます。

4 芸術・文化の振興

- 地域に根ざした自主的な文化活動に対する支援を図り、町民の主体的な運営による文化活動を促進します。
- 先人たちにより築き、受け継がれてきた歴史的に貴重な文化遺産の保存・調査を進めます。
- 郷土資料の収集や郷土芸能の後継者育成と伝承に努めます。

I 大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体の長は、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの」とされました。

また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との連携が求められており、民意を代表し、予算の編成・執行や条例提案などの権限を有する首長との意思疎通が非常に重要なものとなっております。

こうした背景を踏まえ、「心豊かな人と文化を育むまちづくり」を目標として幌延町教育大綱を定めます。

II 大綱の期間について

幌延町教育大綱の期間は、平成27年度から平成31年度までとします。

なお、大綱は、その期間内であっても、必要に応じて見直すことを想定しています。

III 教育大綱の基本施策について

教育大綱の基本施策については、第5次幌延町総合計画 後期基本計画で定められた施策とし、各項目に対し次の観点から具体的な取組みを行い、教育行政を推進します。

1 学校教育の充実

これからの学校は、義務教育9年間における小中学校間の連携や開かれた学校づくり、情報化、国際化などの社会・経済情勢の変化による教育ニーズの多様化に対応した教育内容や教育体制の充実など、様々な課題や要望に対応した運営が求められています。

2 生涯学習の推進

ライフスタイルや価値観の多様化、少子・高齢化の進展、科学技術の進歩などの社会・経済情勢の変化に伴い、生涯を通じていつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶことができ、自らの意思で学習し、自己実現を図ることにより社会に寄与できる生涯学習社会の実現が求められています。

3 スポーツの振興

スポーツ・レクリエーション活動に対するニーズは多様化するとともに、各年齢層において活動の広がりが見られるため、生涯スポーツの推進が求められています。

4 芸術・文化の振興

文化活動は、自らを向上させ豊かな心を育み、町の新たな文化を創造することにつながります。

また、文化や文化遺産は、かけがえのない町民共有の財産であるため、適切な保護と管理により次の世代に受け継いでいくことが求められています。